

○北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱

平成23年3月25日

告示第36号

改正 平成28年4月1日告示第53号

改正 令和3年2月1日告示第13号

(目的)

第1条 この告示は、北杜市内で生産される農林畜産物及びその加工品を積極的に取り扱い、地球環境にやさしい取り組みを行う市内の販売、加工又は活用する店舗等を北杜市エコひいき地産地消協力店（以下「協力店」という。）として登録し、これにより北杜市産品の生産振興及び消費拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「北杜市産品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- (1) 農林畜産物 北杜市内で生産又は収穫された農産物、畜産物、林産物をいう。ただし、肉類に関しては、山梨県内産でもよいものとする。
- (2) 加工品 農林畜産物を原材料に使用して、北杜市内で製造又は加工して生産された物をいう。ただし、山梨県農産物等認証要綱の認証を受けている加工品でもよいものとする。

(検討会の設置)

第3条 市長は、協力店の登録に係る重要な事項についての検討及び協議を行うため、北杜市エコひいき地産地消協力店登録検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、協力店の登録に関する事項について検討し、又はその他の事項について協議し、市長に対し意見を具申することができる。
- 3 検討会は、委員7人以内で組織する。
- 4 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 農林畜産物の生産者
 - (2) 農林畜産物の流通関係者
 - (3) 消費者団体の代表者
 - (4) 行政関係者

(5) 学識経験者

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 検討会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 8 検討会の会議は、市長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 9 前各項に定めるもののほか、この検討会に必要な事項は、別に定める。

(登録基準)

第4条 協力店の登録を受けようとする店舗は、別表に定める基準を満たさなければならない。

(協力店の募集)

第5条 協力店の募集は、年1回とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に募集を行うことができる。

(登録の申請)

第6条 協力店の登録を受けようとする店舗等（以下「申請者」という。）は、北杜市エコひいき地産地消協力店登録（新規）申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(検討会の意見)

第7条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、検討会の意見を聴くものとする。

(登録の決定)

第8条 市長は、検討会の意見を参考に登録の可否を決定し、北杜市エコひいき地産地消協力店登録結果通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

(登録書の交付)

第9条 市長は、協力店として登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、北杜市エコひいき地産地消協力店登録書（様式第3号）を交付するものとする。

(登録書の掲示)

第10条 登録事業者は、店内の見やすい場所に登録書を掲示しなければならない。

(登録事業者のPR)

第11条 登録事業者は、登録された旨を自由にPRすることができる。

(登録の有効期限)

第12条 登録の有効期限（以下「登録期間」という。）は、登録した日から起算して5年間とする。

(登録の更新)

第13条 登録事業者が、登録期間終了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間満了の日の6ヶ月前までに、北杜市エコひいき地産地消協力店登録（更新）申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(調査等への協力)

第14条 登録事業者は、市長がこの告示を実施するために必要な報告を求め、又は調査を行うときは、協力しなければならない。

(登録の辞退)

第15条 登録事業者が、その登録を辞退するときは、北杜市エコひいき地産地消協力店登録辞退申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第16条 市長は、登録事業者が第4条に定める基準を満たさなくなったとき又はその他協力店に相応しくない事由が発生したときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、北杜市エコひいき地産地消協力店登録取消通知書（様式第5号）を登録事業者に通知するものとする。

3 登録事業者が登録を取り消された場合は、速やかに登録書及び協力店のPR活動に必要な資材を市長に返還しなければならない。

(苦情処理)

第17条 登録事業者は、登録内容に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、北杜市エコひいき地産地消協力店苦情処理状況報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

(広告宣伝)

第18条 市長は、登録事業者の利用拡大を通じた北杜市産品の消費拡大及びイメージアップを図るため、各種広告宣伝媒体を利用して積極的に広告宣伝を行うとともに、PR活動に必要な資材を配布するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第53号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

<p>共通事項</p>	<p>以下の事項に該当する店舗等であること。</p> <p>① 北杜市産品を販売又は使用すること。</p> <p>② 環境に配慮した取り組みを積極的に行うこと。</p> <p>③ 交付された登録書を店舗内に掲示し、また、配布されたPR資材を店舗内や周辺の見やすいところに掲げること。</p> <p>④ 市が登録した内容をホームページや広報等により紹介することを承諾すること。</p>
-------------	---

<p>ア 飲食店・宿泊施設</p>	<p>北杜市内に店舗を有する事業所で、A要件から4つ以上B要件から1つ以上満たしていること。</p> <p>A (地 産 地 消)</p> <p>① 北杜市産品を使用した料理を増やしていこうとする意欲があること。</p> <p>② 北杜市産品であることを消費者に分かりやすく表示すること。(産地表示又は、生産者表示等)</p> <p>③ 今後もエコひいき地産地消協力店登録事業者から極力北杜市産品を購入する意欲があること。</p> <p>④ 米及び米粉については、北杜市内(梨北米可)で生産された米を100%使用していること。</p>
-------------------	--

	<p>⑤ カロリーベースで、50%以上の北杜市産品を使用していること。（通年）</p> <p>⑥ 北杜市産品を100%使用した料理（単品可）があること。ただし、季節による変動は考慮する。</p>
<p>B (環 境 保 全)</p>	<p>① 洗い箸又は国産材の割り箸を導入していること。</p> <p>② 食べ残しゼロ運動を行うこと。</p> <p>③ 食品残渣・廃食油などの地域資源が循環する取組を積極的に行うこと。</p> <p>④ 環境美化運動を積極的に行うこと。</p>
<p>イ 直売所・小売 店・量販店</p>	<p>北杜市内に店舗を有する事業所で、通年営業をしている店舗（直売所等における冬季休業については、この限りではない。）であり、A要件から4つ以上B要件から1つ以上満たしていること。</p> <p>A (地 産 地 消)</p> <p>① 北杜市産品の販売を増やしていこうとする意欲があること。（※市外産お土産等の割合は、3割以内とする。）</p> <p>② 北杜市産品であることを消費者に分かりやすく表示すること。</p> <p>③ 北杜市産品の消費拡大や地産地消の啓発活動を行っていること。</p> <p>④ 学校給食の納品については、北杜市産品の取り扱いに努めること。</p> <p>⑤ 北杜市産品の売場を設け、他の食品の売場と区分し北杜市産コーナーである旨等の表示を行うこと。</p> <p>⑥ 直売所については、北杜市全域の生産者が出荷できる体制づくりがされていること。</p> <p>B (環</p> <p>① レジ袋の有料化を導入していること。（エコバックの推進をしていること。）</p> <p>② 食品残渣・廃食油などの地域資源が循環する取組を積</p>

	境 保 全)	<p>極的に行うこと。</p> <p>③ 環境美化運動を積極的に行うこと。</p>
ウ 食品加工業者等		北杜市内に店舗を有している事業所で、A要件から4つ以上B要件から1つ以上満たしていること。
A (地 産 地 消)		<p>① 北杜市産農林水産物を原材料とした商品等を増やしていこうとする意欲があること。</p> <p>② 商品表示については「北杜市産」の表示に努めること。 ※ただし原材料表示についてはJAS法に基づいて表示すること。</p> <p>③ 学校給食の納品については、北杜市産品の活用に努めること。</p> <p>④ 北杜市産品を活用し、市内の飲食店等に加工食品を納入していること。</p> <p>⑤ 山梨県農産物等認証制度に登録している加工食品、若しくは、それに準じた基準で加工している事業所であること。</p> <p>⑥ 北杜市産農産物を原材料100%として使用した加工食品が一品以上あること。</p>
B (環 境 保 全)		<p>① 食品残渣・廃食油などの地域資源が循環する取組を積極的に行うこと。</p> <p>② 容器包装について、ゴミの削減を積極的に行うこと。</p> <p>③ 環境美化運動を積極的に行うこと。</p>

様式第1号(第6条関係)

第 号
年 月 日

北杜市長 様

(申請者)
所在地
名称
代表者名



北杜市エコひいき地産地消協力店登録(新規・更新)申請書

北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請(更新)します。

記

1 申請分類

- 飲食店・宿泊施設
- 直売所・小売店・量販店
- 食品加工業者等

2 店舗概要

店 舗 名	ふりがな		
所 在 地	〒(—)		
ホームページアドレス		リンクの希望の有無(※1)	有・無
休 業 日		営業時間	
北杜製品の売場面積	約 m ²	営業日数	年間約 日
担当者連絡先	担当者氏名	電話番号	
		FAX	
		e-mail	

※ 1リンク先については、北杜市関係のサイト及び、全国サイトへの掲載を予定しています。

全国サイトについては、運営側により対象事業所が限られますのでご了承ください。

2 登録基準

飲食店・宿泊施設用

登録基準	A要件4つ以上(地産地消)	B要件1つ以上(環境保全)

3 取組状況詳細

北杜市産品の表示方法	※写真添付可能			
北杜市産品の購入方法				
お米の使用状況	使用割合100%・使用割合(%)・未使用			
北杜市産品の主な使用品目	メニュー	使用品目名	自給率 (カロリー)	販売時期
取組状況 (地産地消活動に関する店舗のPR)				
使用している箸状況				
環境に配慮した取組紹介及び今後の展望				

直売所・小売店・量販店

2 登録基準

登録基準	A要件4つ以上(地産地消)	B要件1つ以上(環境保全)

3 取組状況

北杜市産品の表示方法PR方法等				
直売所施設における利用者規程	北杜市全域 ・ 市域指定あり 地域指定の場合の詳細について			
北杜市産品の主な販売品目	分類	品目名	主な仕入先(地域)	販売時期
取組状況 (地産地消活動に関する店舗のPRを記入)				
レジ袋の状況				
環境に配慮した取組紹介及び今後の展望				

2 登録基準

食品加工業者用

登録基準	A要件4つ以上(地産地消)	B要件1つ以上(環境保全)

3 取組状況

	加工品目名	主原料	主な販売先
北杜市産品を主原料とした加工品目			
取組状況 〔地産地消活動に関する店舗のPRを記入〕			
産地表示の方法			
製造過程に排出される残渣の活用方法			
環境に配慮した取組紹介及び今後の展望			

4 リンク作成

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

北杜市エコひいき地産地消協力店登録結果通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市エコひいき地産地消協力店の登録について、北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱第8条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申請者
所在地
名 称
代表者名
- 2 登録結果 登録 ・ 否登録
- 3 登録年月日 年 月 日
- 4 登録有効期限 登録した日から起算して5年間
- 5 否登録の理由

様式第3号(第9条関係)



北杜市エコひいき地産地消協力店

登 録 書

協力店

住 所

名 称

登録番号 第 号

北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱第9条の規定により上記のとおり登録する。

年 月 日

北杜市長

様式第4号(第15条関係)

第 号
年 月 日

北杜市長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者名



北杜市エコひいき地産地消協力店登録辞退申出書

北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱第15条の規定に基づき、登録を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

記

店 舗 名	ふりがな		
住 所	〒(—)	電話 番号	
辞退理由			
辞退年月日	年 月 日		

様式第5号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

北杜市エコひいき地産地消協力店登録取消通知書

北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱第16条第2項に基づき、登録を取り消しましたので通知します。

記

1 登録事業者
所在地
名称
代表者名

2 登録取消年月日 年 月 日

3 取消理由

4 その他
登録にあたり交付した登録証及び協力店のPRに必要な資材は、速やかに返還してください。

様式第6号(第17条関係)

第 号
年 月 日

北杜市長 様

(登録事業者)

所在地

名 称

代表者名



北杜市エコひいき地産地消協力店苦情処理状況報告書

北杜市エコひいき地産地消協力店登録要綱第17条に基づき、下記のとおり苦情処理の状況を報告します。

記

店 舗 名	
苦情発生年月日	年 月 日()
苦 情 内 容	
処 理 結 果	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 1 5 条関係)

様式第 5 号 (第 1 6 条関係)

様式第 6 号 (第 1 7 条関係)